

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月26日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第22号

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年大和市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第2条の2を第2条とし、第2条の3を第2条の2とする。

第7条の2第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による」を削り、同条第2号中「第24条」を「第24条第1項」に改め、「され、収容されている」の次に「場合、同法第64条第1項の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条第1項の規定による決定により少年院に収容されている」を加え、「第17条」を「第17条第1項」に改め、「補導処分として」の次に「同条第2項の規定により」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。